

第1回高知県行政改革検討委員会

日 時：平成21年7月3日（金）15:00～17:00

場 所：県庁第二応接室

出席者：高知県行政改革検討委員会

衛藤委員、岡林委員、坂本委員、高村委員、遠山委員、西森委員、根小田委員（会長）、
水田委員

高知県

尾崎知事、恩田総務部長、久保総務部副部長、田村総務部副部長、
岡崎産業振興推進部副部長、井奥政策企画課長、門田行政管理課長、山本人事課長、
松谷財政課長、西岡執行管理室長

（門田行政管理課長）

定刻となりました。私、事務局を担当いたしております行政管理課課長、門田でございます。
よろしく願いいたします。

委員の皆様には、お忙しいところ、本県の行政改革推進のために設置いたしました「高知県行政改革検討委員会」へご協力を賜り、誠にありがとうございます。

早速、本日の委員会を開会したいと思います。第1回の日程は、お手元の会議次第のとおりでございます。

まず、尾崎知事から皆様に委嘱状を交付させていただきます。知事がお席へお伺いいたしますので、お受け取りください。

（委嘱状の交付）

（門田行政管理課長）

続きまして、第1回目のお会合でもございますので、お互いに初対面の方もいらっしゃると思います。ここで自己紹介の時間を取りたいと思います。

まずは県側から行いたいと思います。総務部長からお願いします。

（県出席者自己紹介）

（門田行政管理課長）

ただ今、自己紹介いたしました以外にも関係課から職員が出席しておりますが、紹介は割愛させていただきます。

それでは続きまして、資料 1 の名簿の順番に恐れ入りますが委員の方々もお願いします。委員の皆様方におかれましては、事前をお願いしておりましたとおり、県政に対する思いや、行革を検討するうえで、興味のあるところなど、一言申し添えていただければと思います。衛藤委員のほうからよろしくをお願いします。

(衛藤委員)

日銀高知支店の衛藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私は金融の仕事をしておりまして、色々感じるところがあるんですけども。やはり 21 世紀は日本も世界も同じだと思んですけども、市場の力というか、このメカニズムを重視した制度づくりというのを進めてきているというふうに思っています。それがですね、今少しその価値観に揺り戻しが起きているという局面なんではないかというふうに考えてます。私がおります金融の世界はその典型でありますけれども、ヘッジファンドとか証券化商品とかですね、あるいはデリバティブとかですね、こういう市場の自由に任せておけば市場が問題点を見つけて解決していくという、こういうような大きな考え方でこれまで進めてきたわけですけども、昨今の金融危機というのは、そういうやり方では上手くいかないということが露見したということでもあります。日本経済も似たようなところがありまして、やはり 21 世紀に入ってどちらかといえば市場でできることは市場でと。官はなるべくスリムにしておくという行財政改革の流れがあったように思います。

ただ、これもやはり少しこれだけでは良くないという流れになってきているのが昨今ではないかと思えます。市場の力だけに任せておきますと、富がやはり都会に集中して行って地域経済が疲弊していくという、こういうことが明らかになってきている。その意味で、やはり地方自治体の役割というのがもう一度重要になってきている局面であると思えますので、まさに今回の検討委員会のテーマというのは時期に適ったものかなというふうに思っておりますし、同じ公的セクターの一員としてですね、何がしか貢献できればというふうに考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

(岡林委員)

連合高知の会長をしております岡林です。14 年前まで県におりましたから古巣へ戻ったような気がしております。

実は今日、大会に次ぐ議決機関みたいなもので地方委員会というのをやっておりますが、この会議が大事だということで何をおいても参加するというので、中座して来たわけですけども。

今、日銀の支店長さんが言われましたけれども、確かに労働者の立場で言うとならね、特に格差の問題。前回のプラン、簡素で効率的な行政基盤の確立、いわゆる組織機構、職員数の適正化、給与の見直しなどがありますけれども、いわゆる正職員を中心とした形でいってますけれども、今 3 分の 1 以上、現実には 38%、1,800 万人が非正規労働者なんですからね。先だってマスコミが随分ショッキングなことを書いていましたけれども、官公庁におけるワーキングプアがすご

い増えております。従って行政をしていく上で、この高知県行政でも非正規労働者も正規労働者として同じように働いておりますから、水準の底上げ、格差の是正という観点でのですね、県で働く労働者の、非正規労働者に対するメスも取り入れるべきではないかなということと、それと本来、賃金など労働条件の細部の問題についてはまさに労使の話し合いですから、外部の意見を聞いたからそのお墨付きをもらって使用者として雇用責任を果たすという姿勢でなくて、それは最終的にあくまで内部問題としても処理する必要があるかなと。そのための意見は意見でですね、厳しい現状やお互いが考え方を発言し合うというのが大事なんでしょうけれども。そういう思いがします。

あと、県政の運営については、やっぱり知事が替わると行政改革についても働く者の立場、経営者の立場の意見もですね、お聞きしようということで、今までにない形で委員として呼ばれたということは評価をしたい。

あとは、県、市町村あるいは国の公務員職場はですね、得てして地域住民としての労働者、生活者の視点が薄いように思います。特に市町村の職員に比べて県の職員はそうだというふうに見えます。つまり市町村の職員は地元の行政と密着して町内会、色んな町おこし村おこしをやりますけれども、県の職員は、県行政でそれを受け持っておるから県の職員としてそれをやっておれば、生活している市町村における住民としての役割ということが希薄になるというか、県行政で一生懸命やっておるからいいんではないかという錯覚をしておるんではないかと。そういった意味では行政のそれぞれの人間が、官も民も関係なく地域における色んな活動の場、企画立案の場へ地域住民としての立場でも、部署以外のところにも積極的に出てみようかとそういったような形になればと。

長くなりますけれども、高知市の住民対話集会を見ていますと、県の職員がほとんど参加していない。住んでいる皆さん方については町内会の役員とか色んな各ボランティア団体だけではなく結構出ています。そういった形でもっともっと行政がこんな時期の時に、県の職員としてそういった視点で高知市の集会に行っておるかということなんかを格好のですね、教材、題材の場という姿勢を持ってもらいたいです。まさに公務員のあり様ですね、意識の問題。そういったものを考えればもっともっと地域密着型の職員意識が醸成されるんではないかという思いです。あとは各論の中でそれぞれ言わせていただきます。

(坂本委員)

皆さん、はじめまして。私、NPO 法人とさはちきんねつとの坂本と申します。座らせていただきます。

私どものNPOは、ITを活用しまして地域の住民を元気にするとか、特に女性の就業支援ですとか、活動支援のほうのお手伝いをしています。実際に、地域版アウトソーシングということで、地域の人たちが県庁の仕事をする、そういう方たちの人材育成のお手伝いのほうもしてまいりました。あと現在では農業女性のネットワークの活動の支援もしておりまして、これから産業振興計画の本当に地域の担い手の人たちと一緒に、色んなことを盛り上げていこうというふうな考え

ております。

今回このような会議は不慣れなもので、なかなか適切な発言ができるかどうかちょっと不安なんですけど、県民の視点での意見をということでお話をいただきましたので一県民の意見として、そういう視点を持ち合わせた意見として、この会議に反映させていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(高村委員)

土佐経済同友会、地方行財政改革委員会の委員長をやっております高村と申します。よろしく願いいたします。座らせていただきます。

私は、前の会議ということではないんですけど、アウトソーシングの検討委員会というのが以前、県庁でありまして、その委員もやらせていただいていた。色々と県の職員の方に恨みを買ったこともあるかもしれませんが。

それで、実際色んな県の方の仕事の分析というのにずっと入らせていただいたこともあったんですが、それで思ったのが、何が県のコア業務かというのがまだちゃんと統一されて分かってないんじゃないかなという気がしました。

それからその時思ったのが、こういうふうに仕事は分類できるんだけど、その中で、ここはこういう理由で出せないというふうな非常に出来ない理由というのがよく出てきて、結局全部の仕事を外部に出したくないというふうな話がよく出てきました。で、困ったなあということで、こういうふうなやり方はどうかということで、一件、一件提案してやってたんですが、なかなか前に進まなかったと。ところが、知事の一律 30%を外部に出すというそういうふうな命令が出たときに仕事がどんどん、どんどん出て行ったというか、実際にはスリム化で人が出て行ったという、そういうふうなことがあって、なかなか県の仕事の改革というのは進まないなというのはその時思いました。

これから、県庁がどういうことをコアとしてやっていくか、民間がどういうことを県の代わりにやっていくか、そういうパートナーシップ関係をうまく作っていくというのは同友会のほうでも話し合ってる内容なんですけど、そういうふうなことがやっていけたらいいかなあというふうに思っております。

それから県の職員の方でなかなか仕事が前に進まないというか、積極的にチャレンジしてないような方をお見受けします。そういう方と一生懸命やってらっしゃる方がいらっしゃるんですが、一生懸命やっている方がちゃんと報われて、そういう人が評価されるような、そういうふうな組織に県庁がなっていないかと、なかなか色んなことに前向きにチャレンジしていくような県庁にならないのではないのかなという気がしますんで、そこら辺のところにも何かいいことができればいいかなというふうに思ってます。

あと、県の事務事業ですね。これをちゃんと評価して、ちゃんとこういうふうに予算をつけて、やった事業というのは成功だったか失敗だったか。失敗だとしたらどういふふうに改善すればいいかと、そういう当たり前のことが当たり前に評価されていって改善されていくような組織に県

庁がなければいいなと思って参加させていただきました。よろしくお願いします。

(遠山委員)

高知新聞社論説副委員長の遠山です。よろしくお願いします。

もう現場を離れて、6年、7年目に入ってるんですけど、それ以前はもっぱら記者席に座っていた者です。そこからずっと県の行政を眺めて、具体的な例でいうと2回目の財政構造改革あたり、ほとんど現場の記者時代だったんですけども。確かに行政改革、ここ十数年の流れをみても量的なスリム化という意味では一定進んだと。特に平成17年の行政改革プランに伴う人員削減の過程、かなりある意味強引に人を減らしてきたというところがあるんですけど、量的な面ではかなり進んだんじゃないかなと。国に比べると地方の行革では財政的な事情もありますので、相当進んでいるというふうには思うんですけども。これからの行革、もちろん無駄な部分は省いていくというところももちろん重要なんですけども、同時に県民のニーズにどれだけきちっと対応できるか。そういう組織を作っていくかという、ますます質の面がこれから問われるんじゃないかなというふうに思っています。今回の検討委員会でも、むしろそういうところからもう一度県行政、先程の高村さんの話にもありましたけれども、県の行政って一体何がどういうところが核になってというふうなところから、もう一度組み立てていく必要があるんじゃないかなと思っています。そういう視点で思いをお話しできたらなと思っています。

(西森委員)

弁護士の西森やよいでございます。よろしくお願いいたします。

今、皆様のお話をお伺いしております、つくづく自分は今、県の行政というものが遠いところに見えてまして、裁判所は数えきれないぐらい出入りさせていただいておりますが、この建物の2階以上に入るのはこれで2回目ぐらいではないかなという感じでおります。

ただ、弁護士からの今の視点から申し上げますと、今年は刑事司法の大改革の年でありまして、司法に国民が参加するということがかなり具体化した年でございます。法廷の中を見ましても、やはり民意がどんどん裁判所の中に入ってきたというのを肌で実感して、うねりのように感じております。恐らくこの逆の流れとして法的感覚というか市民の権利意識というかそういったことが逆に相対的にはどんどん高まっていくのではないかなということも実感として感じているところではございます。

行政と民意というのは必然的にすごく密接に関連していると思いますので、従来から権利意識の台頭と言われていると思うんですけども、これもより一層強くなっていくのではないかと。公的な観点から県民の皆様の目も県政に注がれていくのではないかと、そういうことを予感しているような状況です。

こういう年にこういう席に連なれたこと、本当に光栄に感じております。色々勉強させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(根小田委員)

根小田渡と申します。行財政改革というのは自治体の組織を環境に適合するように変えていくことだと思うんですけれども、そういう意味で近未来の環境の変化、行く末、こういうものを見据えて受け身ではなくて積極的に対応していくことが大事かなと思います。前回の行革検討委員会ですかね、これはどちらかといいますと、私は全然タッチはしておりませんが、構造改革の圧力もあって、かなりやらされたみたいなのもちょっとあったんじゃないかと思うんです。

県を取り巻く経済状況、政治状況というのは非常に流動的でありまして、確定しないんですけれども、ただ長期的なトレンドとしては資源が先細りに向かうだろうと、これは多分言えることだと思います。少ない資源を有効活用するということが求められるようになってきて、そうなりますと、従来の考え方や手法が行き詰ってくる。

この委員会、どれぐらいのタイムスパンでものを考えるかということが一つありますけれども、今、先程も何人かの方がおっしゃいましたように、改めて広域自治体としての県のミッションとか、そういうものを明確にすることが大事かなと思います。行政サービスと公共サービスという言葉がありますが、行政サービスと公共サービスを少し分けて考えて、県の行政サービスのコアの部分とか主たる部分というのは何かということを改めて明確にすることが大事かなと。そういうふうを考えておかないと、どこをスクラップしてどこを強化していくか、あるいは職員の質の向上といった場合もどういう内容なのかははっきり出てこないと思うんです。その点が一番大事かなというふうに思います。以上です。

(水田委員)

最後になりましたが、高知県経営者協会の水田でございます。よろしく願いいたします。知事をはじめ皆さんには日ごろから大変お世話になっております。なんか喋れということで、ちょっと喋らせていただきますが、去年は県政改革の検証委員会ということで委員を仰せつかりまして、結構きつかったんですが、やっと終わってほっとしたところに、また難しそうなテーマをいただいて少し複雑な気持ちでございます。

私、2年位前まで民間企業で県の行政とほとんど関わりのないところにいたものですから、正直言いまして、財政の中味はどんな感じが分かりません。そういうことで本日は何か思いや興味のあることを言えということですが、基本的には県が何をしたいのか、そういったことをもう少し具体的に聞かせていただいて、そのうえで、民間の知恵が活かせるような部分があれば、意見として申し上げたいというふうに思っております。

それで、今の時点であえて個人的な思いを申し上げますと、高知県にとって最も必要なことは、県の人口を減らさないために何をするのかという、これに尽きると思っています。そして、その人口減少に歯止めをかけるために有効な最大の手段が産業振興計画であるというふうに認識しております。そういった大きな方向性をベースにしながら、メリハリをつけながら行政改革を考えていくということが必要ではないかというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。以上でございます。

(門田行政管理課長)

事務局からの無理なお願いを聞いていただきまして、どうも有難うございました。想定以上に深いお話で、こちらとしては討論の中でまた色々のご意見をいただけたらと思います。尚、今日は高知工科大学的那須先生が所用のため欠席ということでございますので、また次回からお願いしたいと考えております。

それではすみません、座らせていただきまして、事務局からごく簡単に当会の設置要綱、資料2に基づいて説明させていただきます。

第2条に所掌事務を書いておりますけれども、検討委員会は県の行政改革の取組や県が定める行政改革の計画につきまして、委員の皆様方からのご意見をいただくこととしております。

第3条、組織といたしまして委員会は10名以内の組織となっておりますけれども、現在は9名の方にご就任いただいております。任期は本日から3月31日までとなっております。

第4条は運営でございまして、5におきまして、検討委員会の会議には必要に応じて参考人を招き、意見を聴くことができるとしておりまして、議題によっては専門家の方などをお招きして、参考意見を述べていただくこともできるようにしております。

6につきましては、会議は公開するというので、本日は10名分の傍聴席を用意させていただいております。尚、但し書きがございますので、正式にはこの後委員会の議事の中で改めて決定をしていただくことになっております。

設置要綱につきましては以上でございます。

続きましては尾崎知事からご挨拶を申し上げます。

(尾崎知事)

それでは、第1回の行政改革検討委員会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

皆様には、大変お忙しい中、この行政改革検討委員会の委員にご就任を賜りましたことを、本当に心より御礼を申し上げます。

先程、水田委員からもお話もございましたように、今回の行政改革、この計画を作っていくということは、かなりの難問ではないのかなと私は考えておるところでございます。

皆様ご存じのとおり高知県、こちらにありますように平成17年12月に「高知県行政改革プラン」、こちらを策定させていただきました。このとき、策定をした以降につきましては、基本的にはもう、県の組織というのはスリム化をしていくんだ、官から民に移っていくんだと。いやもっと言えば、先程遠山委員からもお話もございましたように、国の三位一体改革の色んな背景などもございまして、そうせざるを得ないというところもあったんだろうというふうに思います。

この間、高知県庁におきましても、歯を食いしばってこの高知県行政改革プランの実現に務めてきたところございまして、その後の色々な財源調達努力などとも相まって、なんとか財政再建団体に転落してしまう、そのような破滅のふちからはなんとか後ろのほうに下がることがで

きたのではないかと。いわば財政再建団体にすぐさま落ちるかもしれないというほどの危機、それはなんとか脱することができたのではないのかなと、そのように考えておるところでございます。

しかしながら、ご存じのとおり本県の財政は、いわゆる自主財源と言われますところの地方税そのものに頼っている部分というのが非常に少ない県でございます。国の政策動向如何によって、財政状況が大きく色々と左右をされてしまう。色々国の状況が変わっても、それによっても財政は大丈夫だということに持っていかなければならない。そういうことを常に留意しながら財政運営を行っておるところではございますけれども、引き続き無駄を省いて、そしてこの財政の健全化を未来にわたって持続していくものにしていくよう、努力を止めてはならないと、そういう側面があるのだろうというふうに思います。

しかしながら、他方、高知県庁が今行わなければならない仕事というものは、従来に比べても大幅に増えてきているのではないかと、そのように考えております。いかに官から民へ移していくかということに主眼があった時期。

しかしながら、先程、衛藤委員からございましたけれども、少し様相、趣も変わってきている時期ではないのかなというふうに考えております。と言いますのは、本県が置かれておりますところの様々な状況、これが極めて厳しい状況にあるからではないかと思っています。中山間地域のみならず、全県下にわたって人口減少が全国に15年先行して進み、高齢化も10年先行して進んでいるというこのような基本的な社会情勢の中で、経済、教育、そして福祉もきわめて厳しい状況に置かれているのが現状であります。この高知県の経済、普通の県であれば、7月補正予算でもかなりの公共事業を追加提案させていただきましたが、こういう形での緊急経済対策だけで全ては終わるのではないのでしょうか。

しかしながら、本県の場合、全国景気が7年間にわたって回復をしてきたというこの時期においても、全く回復することができなかったという極めて大きな経済的な問題を抱えております。経済体質がいかに弱体化をしておるか。外からお金を稼いでこられるような、県外からも観光客を呼び込むことができるような本当の経済的な体力の強化というものを図らない限り、本県経済の浮揚はないのではないかとこのように思っております。

しかしながら、非常に、既に置かれている基礎条件が厳しい中で本当に経済のことは民でやっていただくしかないのですと。もう民市場自立型で是非やってください、我々は無関係なと言っていけるのかということでもあります。個々の色々な仕事の仕方、いわゆるビジネスのやり方を因数分解いたしましても、すぐにキャッシュフローが入ってくるようなものについてはそれぞれの企業さん、一生懸命対応されるかもしれませんが、先々の飛躍を目指して例えば試し売りをしていくでありますとか、新製品を開発して試し売りをするでありますとか、遠い市場から販路開拓をしていくでありますとか。借金は増えてもすぐにはキャッシュフローを生まないようなものにはなかなか取り組み難いという状況が、たくさん県下にはあるのではないかと。そういう中においては、官が一定程度民間の皆様方のお仕事、これをバックアップさせていただく。こういう官民協働型の経済運営というものも、また強く求められておるのではないかと私は思っております。

そういう思いで多くの皆様方のお知恵を賜りながら作らせていただきましたのが、この高知県産業振興計画でございます。はっきり謳わせていただいておりますように、官民協働型で県庁が何より汗をかくということを申し上げさせていただいております。ここに大きな、また従来とは違った一つの要素があるのではないかと考えております。

そしてもう一つ、教育の問題でございます。教育の問題について述べさせていただきますと、体力・学力の面、共に全国的にも極めて厳しい状況にありますのは、皆様ご存じのとおりでございます。

この教育の問題、色々な経済的な背景でありますとか、それに伴いますところの家庭環境の問題とか色々あろうかとは思いますが、しかしながら他方で、具体的に授業を変える、放課後を変える、そのような取り組みも全国比較で色々なものを見てみましたときに、具体的なアクションを進めていかなければならないということ強く感じておるところでございます。ここにもまた、マンパワーが一定程度必要であります。

福祉の問題ということになりますと、尚更深刻でございます。高知県の中山間地域では、高齢者で独り暮らしでいらっしゃる、かつ、加齢に伴う障害を持っておられる方がたくさんいらっしゃいます。昔はそういう人達を若い人達が支えておった。そういう地域の支え合いがありました。しかしながら、若者がどんどん少なくなっていくという状況の中で、この地域の支え合いの仕組みづくり、これを地域の方だけに任せておいて本当に大丈夫なのかという問題があろうかと思っております。ここにもやはり、官が力を足していかなければならないと、そういうところがあるのではないかと。

そこで、国の規制の状況によって全国的にはできないことではあります、本県独自の取組といたしまして「あつたかふれあいセンター」を作ることとしております。一ヶ所で、小規模ではありますがけれども多機能な施設であります。介護でありますとか、障害者の方々への支援でありますとか、子育て支援でありますとか、こういうものを一括して行っていくような組織を作っていく。今、県内 10ヶ所で作ろうとしましたら、30ヶ所から、各市町村から手が挙がってまいりました。非常にご好評をいただいておりますが、これなどもこのようなセンターを作って、あえて人為的に政策的に地域の支え合いの場を作っていく、そういう取組が一定程度実情に合っていたということの証左ではなかろうかと私は思っております。

今後、県行政をどのように考えていくかと申しました時に、先程申し上げましたように大きく言えば二つの柱。一つは引き続き財政再建の道筋を確かなものにしていかなければならない。無駄を排除するということが当然のことでございます。ただ、それに加えて財政再建の道筋を確固たるものにしていかなければならないという要請が片方にあり、他方で今、民だけの自立的な仕事ぶりというのに本当に任せておいていいのだろうか。官がしっかりと民の動きをバックアップしていくと、そういう側面もあるのではないかと。これが第2点目であります。

やや相反する要請のようにも思われますけれども、実際よく考えてみますと、いかにしてメリハリをしっかりと効かせて全体として効率的な組織にしていくのか。それのみならず更には、やっておることが実効性をもたらすような、そのような組織になるためにはどうすればいいのか。

表面をサッとさらうだけのような政策展開ではいけません。実効性をもたらさなければならない。それほど本県は時間的に追い詰められておると、そのように思っております。そのような点についての様々な検討をしていかなければならないということでございます。

水田委員が先程おっしゃられましたように、この二つの要請をどう考えていくかという観点からいきますと、今回作らせていただきたいと思いますこの新しい行政改革プランというものは、従来にも増して難しい検討が必要になってくるのではないかと思うわけであります。

一方的に東なら東、そっちに行けばいいということが初めから見えているわけではありません。東に行くべき要素、西に行くべき要素、両方がある中でどこに落ち着かせていくのかということが、非常に求められておる時期ではないかと、そのように考えておるところであります。

もう一つあります。「県政改革アクションプラン」を水田先生、根小田先生そして那須先生もご参画をいただき、本当に大変なご尽力を賜りまして、県政改革アクションプランを今回策定していただきました。この県政改革アクションプランでございますが、モード・アバンセという非常に残念な、我々にとって県民の皆様には申し訳ない事件が起きたことを踏まえまして、あのようなことを二度と起こさない、そのような仕組みづくりを作っていこうと。そのようなことが一つの主眼でありますとともに、もう一つは、先程来申し上げておりますように、官が民の仕事の中にやはり一定程度入っていかなければ高知県はもたないのではないかと。そういう思いの中で民に入っていくならば、それならばその民に入ってもなお過ちを起こさないような、しっかりとしたセーフティーネットが必要であると。言わば、車がスピードを上げていくのであれば、安全装置がしっかりとしていなければならないということと同じだというふうに思っております。そういうものとして、この県政改革アクションプランを策定いただいたというわけでございます。

今日、同席をさせていただいております執行管理室長、西岡でございますけれども、例えばこれも、県行政においてコンプライアンスがしっかり守られるようにということで、県政改革アクションプランのご提言をいただいて、今回新設をした組織ということでございます。

先程申し上げた行革を進めなければならない側面、官が民の中に一定程度入っていかなければならないという側面に加えて、そうであったとしても過ちのないように公平、公正な形で仕事ができるそういう仕組みづくりということもまた、深く意識をしていかなければならないということではないかというふうに思っておるわけでございます。

このように、多岐にわたる論点・方向性があらかじめ見えておるとい状況にはない中でございまして、委員の皆様方におかれましては大変お忙しい中、今回の行革検討委員会、こちらの委員をお引き受けをいただきましたことを本当に心より御礼を申し上げさせていただきますというふうに思うわけでございます。大変ご苦勞をお掛けいたしますけれども、またよろしく願い申し上げます。

この後につきましてのお話を少しさせていただきたいと思いますが、この後少しお時間を取らせていただきまして、高知県が行っていこうとしております各施策についてご説明をさせていただきます。産業振興計画の関係でありますとか、行革の関係等々についてご説明をさせていただきますというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

(門田行政管理課長)

続きまして、総務部長のほうから新しい行革プランを策定する目的や論点になりそうな大きな事項につきましてご説明いたします。資料3をご覧ください。

(恩田総務部長)

それでは、説明をさせていただきたいと思います。座らせて説明をさせていただきます。

資料3のところでございますが、次期行政改革プラン策定の必要性ということでございます。今年度で、前というか今現在の行革プランが終了するというような形になっております。先程、知事の話にもありましたが、17年に出来たわけでございます。17年の時、どういう動きがあったかという、国のほうでは「小さくて効率的な政府」、これを作っていくんだというような大きな掛け声の下にですね、行政改革の重要方針というのが進められていったということでございます。例えば政策金融の改革でございますとか、あと国家公務員、地方公務員を通じた総人件費の改革をしていこうじゃないかと。郵政の改革なんかこの改革の後に行われた形でございますけれども。そういう中で、むしろ国・地方全体を通じて総人件費を改革して縮小していこうという大きな号令がありまして、国では5%以上の純減を図る。地方においてもそういったようなことを参考に、純減を図っていくという大きな掛け声の下、むしろパーセントを前提に人員削減というようなことが進められてきた。それが現在の行革プランでございます。

2番目にありますように三位一体の改革ということで、財源面の話。先程、知事も申し上げておりますけれども、これによりまして本県のような地方交付税に依存するような団体におきましては大きな打撃を受けております。その地方交付税が減少する中で、一方で高齢化はますます進展をし、社会保障の関係の費用は増大するという中で、このギャップを埋めていくというためにスリム化はせざるを得ないという状況にもあったわけでございます。

そういったことで色々これまでも、行政改革を進めてきたところでございます。そういった中で、当然これからも行政改革が必要だと思っておりますし、今申し上げましたように産業振興計画の実行など新たな行政需要への対応ということで、どのように調整しながらいかということなのです。

行革というのは地域の実情や社会経済情勢の変化を受けまして、いかに最小の経費で最大の効果を上げていくかという行政の形、あり方を考えていくということでございますので、その時代、時代にあった行政の在り方をこの4、5年先を見据えながらこの委員会で議論していただくことが必要なんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

そういった中、主な検討事項でございますが、基本的な事項といたしましては、ここに書いてありますとおり、「産業振興計画」を基軸に、県勢浮揚に向け、官民協働で地域経済の活性化に取り組む一方、「県政改革アクションプラン」に基づいて公平、公正な行政運営を進めるための体制の在り方はどうなんだと。

また、平成26年度から単年度収支がプラスに転じる見通しを実現するため、効果的かつ効率的な行財政運営を推進する視点はどのようなふうに保つべきか。

また、先程、委員の皆様方からお話がありました、そもそも行政の守備範囲といいましょうか、高知県というのがどこまで仕事をして、どのような形で関わっていくべきなのか。そういう行政のそもそものそういったあり方、そういったことを基軸に据えながら色んな各論についてもご意見をいただかなければいけないと考えております。

主な論点でございますが、大きな論点として(1)と書いてありますが、職員の定数でございます。現在の行政改革プランによりますと、今年度末、来年の初めまでに3,400人体制というようなことになっておるところでございます。この3,400人体制、この実現の先に、更に4、5年先、どのような体制があるべき姿なのかというようなことでございます。

この職員定数の目標を考える場合には、また個別の議論の時に色々話をさせていただきますけれども、本県におきましては、独特な制度ということで、地域支援企画員という制度がございます。60名の職員が地域、市町村役場に張り付いている者、出先にいる者もありますけれども、県の職員の身分を持ちながら市町村の仕事だけでなく地域の住民の方々の色んな支援をしている。また今では、産業振興計画の色んなプランの手助けをしてくれる。そういうふうな職員を配置しているわけでございます、これは全国で見ても高知県特有の制度ではないかなというふうに思っております。小規模市町村が多い中での高知県の役割として、こういった地域支援企画員制度があるわけでございます。こういったものを踏まえましてどうしていくのか、そのようなことを検討いただければと思っております。

また裏面のほうでございますが、先程高村委員からもありましたアウトソーシング。これを、当時、削減目標を30%に置いて積極的に進めてきたわけでございますけれども、こちらの検証も含めまして、この2つ下にありますけれども、例えば試験研究機関についてはアウトソーシングをやるということはなかなか上手くいかないというような問題点もあり、直営方式にしたということもございます。ここでの色んな成果、検証を踏まえて今後じゃあどういったところでアウトソーシングをまた展開していくのかと。今後の民間委託の進め方をどうするかというようなこと。そういった中で、じゃあ人員削減やら人員の配置、こういったものがどうなるのかというようなことが大きな論点になろうかと思っております。

また、(2)でございますが、特に地域活性化のための効果的、かつ効率的な出先機関の在り方ということでございます。出先機関をどのように考えていくのかと。これにつきましては、例えば今、国のほうでも地方分権の改革推進委員会というのが盛んに議論されておりまして、国のほうも出先機関をどういふふうに変えていくのかという議論が行われております。そういったものも少し横目で見ながら、じゃあ高知県の出先機関、高知県のそもそもの本体の組織、こういったものがどういふようなことがあるべきか、そういった議論もしていただくことが必要じゃないかと思っております。

(3)は、全力で県政課題に当たれる職員の育成ということで人材育成、県民から理解を得られる人事施策、優秀な人材確保の方法、こういったことでございます。これは本当に、逆に言うと一番大事なことなんじゃないかなというふうに思っておるわけでございますけれども。ただ一方で、具体的に何をすべきなのかという具体策については非常に難しい部分でもございます。こう

いった中でこの4、5年の間にですね、どういった具体的な政策ができるのか、どういったことを目標にやっていくのかというようなことを議論いただければというふうに思っております。

「その他」というところで、やはり財政の健全化ということで、財政を持続的に運営しなくてはこの高知県が回っていかないということでございますので、財政の健全化、持続的な運営ができることが保証されるためにどうあるべきかということは当然必要な議論になってこようかと思えますし、また、その下に書いてあります公社等外郭団体の改革ということで、ご案内のとおり夕張が破綻をするというようなことがございました。それを受けまして「財政健全化法」という法律を作りまして、いわゆる第三セクターとかの負債、こういったものにつきましても将来、県が負担するものについてはきちんと把握をして将来に向けて考えておかなきゃいけないですよ、というようなことが法律で義務付けられるような形になったわけでございますけれども、そういった第三セクターの債務超過になるような団体についてどういうふうに整理をしていくのか、存続をしていくのか、こういったところも大きな論点になるのではないかとこのように考えておるところでございます。

そういったところにつきまして、色々と皆様方からのご意見をいただきまして、最終的な新しい行政改革プランを作っていきたいと考えておるところでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議事1 「会長の互選」

(門田行政管理課長)

それでは、いよいよ本日の議事に入っていただきたいと思いますが、まず会長を決めなくてはなりません。

会長の選出方法につきましては、先程ご説明をいたしました設置要綱で「委員の互選によりこれを定める」と規定されておりますが、いかがいたしましょうか。

(水田委員)

事務局のほうで、どなたか推薦があればおっしゃっていただきたいですが。

(門田行政管理課長)

それではすみません、僭越ではございますけれども、事務局といたしましては昨年度「県政改革に関する検証委員会」の会長をお務めいただきました根小田委員に、今回も会長をお願いしてはどうかという案でございますが、いかがでございましょうか。

(異議なし)

(門田行政管理課長)

それでは、根小田委員に会長をお願いすることになりました。根小田委員は会長席のほうへどうぞ。よろしくお願いします。

それでは設置要綱の第4条第4項によりまして、会長に委員会の議長をお願いすることになりますので、ここで進行役を根小田会長にバトンタッチをさせていただきます。会長、よろしくお願いいたします。

(根小田会長)

大変僭越ではございますが会長を務めるということになりましたので、どうぞよろしくお願いします。

私、大学を定年で辞めておりますので、あんまり現場感覚がありませんから、そういう人間がやるのがいいのかなという思いもあります。皆さん錚々たる現役の方ばかりなので。

皆さん方からは先程色々ご挨拶のなかでもお聞きしましたけれども、今後の議論の中でも率直なご意見を活発に出していただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速議事に入りますが、その前に、お手元の設置要綱の第4条第3項には会長の職務代理をあらかじめ会長が指名するということになっておりますが、本日はご都合で欠席の委員もおられますので、今日指名ということではなくて、私のほうで次回以降にタイミングを見て指名をさせていただくという形で決めさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

(根小田会長)

はい。それでは、そういうふうにさせていただきます。

それからもう一つ、要綱の第4条第5項では、会議は原則公開となっております、会議室のスペース等もありますけれども、それが許す限り傍聴要領に沿って一般の県民の方にも傍聴していただくということにもなります。会議の公開について、公開するというので、これもよろしいでしょうか。

(異議なし)

(根小田会長)

それでは会議は公開ということで進めさせていただきますが、多分無いとは思いますが、非公開で議論する必要がある場合、もしそういうことがありましたらその都度、皆さんにお諮りして決めさせていただきたいというふうに思います。

議事2 「県行政の現状について」

(根小田委員)

それではここから本日の議題に入らせていただきます。まず、議事次第の2番目の項目「県行政の現状について」、すなわち産業振興計画、県政改革アクションプラン、財政状況について、そして、3番目の項目「これまでの行政改革の取組」、これらを一括して最初に説明をしていただいて、その後、意見交換をさせていただきたいというふうに思います。資料のほうは事前に委員の皆様にご覧いただいておりますので、多少は目を通していただいているとは思っておりますので、説明のほうはできるだけ重要な部分を中心にして簡潔にお願いできればと思っております。それではよろしく申し上げます。

(岡崎産業振興推進部副部長)

それでは私のほうから産業振興計画の概要を、ポイントを絞りまして簡単にご説明をさせていただきます。座らせていただきます。

お手元にカラーのパンフレットをお配りしてあるかと思いますが、ご覧をいただきたいと思っております。まず表紙でございます。表紙には「本気で実行！高知県産業振興計画」と記載させていただいております。先程知事からもお話をさせていただきましたが、県経済の活性化は極めて重要で、かつ対応が急がれる、待ったなしの課題だと受け止めております。

このため昨年度、行政だけではなく関係団体の方々をはじめ延べ150人以上の多くの方々の参画をいただきまして、官民協働で経済活性化のトータルプランとして、この産業振興計画というものを策定したところでございます。

今年度はまさにスタートの年でございます。今年度を計画の実行元年と位置付けまして、この計画の実行を県庁を挙げて取り組んでいくという姿勢、強い決意を「本気で実行」という言葉に込めさせていただいております。

それでは内容の説明に入ります。1ページをお開きいただきたいと思っております。計画の策定にあたりましては、まず現状の課題をしっかりと分析をしまして、基本的な方向性を見出していくと、こういうことといたしました。ここには現状の課題分析に繋がりますグラフを3つ掲載をさせていただいております。

まず左下でございます。人口が全国に15年先行して自然減となっている高知県を表しておるグラフ。それから右でございますが、高齢化率の上昇もこれも全国に10年先行しているといった状況。いずれもこのことは県内市場が縮小していっているということに繋がっております。

また、下のグラフをご覧ください。平成12年から19年の有効求人倍率の変化をご覧いただきたいと思っておりますが、全国および四国の他県がゆるやかに上昇しているのに対し、本県はほぼ横ばいの状態でございます。このことは他県の多くに景気回復の動きがあったということが見られるんですが、その傍ら高知県では景気回復の波に乗れなかったと。いわゆる外需主導型の景気対策というものに、十分対応できていなかったというような状況が表れてきております。こうした現状の分析などによりまして、今回の計画づくりに当たりましては、景気の動向を踏まえました本

県の経済が抱える課題、そういったものに正面から向き合いまして、根本的な構造改革に取り組む必要があるということで、これから述べます三つの大きな改革の方向性を掲げております。

まず、改革の第一の方向でございます。7ページに飛んでいただきたいと思います。7ページの下グラフをご覧ください。

左側でございます。これは県内の年間商品販売額でございます。平成9年にはほぼ2兆円に迫ろうというところでございましたが、平成19年では20%も減少しておると。県内市場が大きく縮小している状況でございます。

さらに、右側のグラフでございます。これは県際収支といたしまして、県の内外の取引の収支を表したグラフでございますが、右側の目盛りをちょっと見ていただきたいのですが。この県際収支、香川、愛媛県というのはこの赤のラインから上でございます、プラス。徳島、高知県はマイナスでございますが徳島県はマイナス3,000億。高知県はなんとマイナス6,000億と大幅な赤字となっております。このことは県経済が抱えます第一の課題として書かさせていただいておるように、人口の減少によりまして、縮小を続ける県内市場頼りであったという状況が考えられます。そこで、この課題に対しまして基本方向といたしまして「足下を固め、活力ある県外市場に打って出る」。すなわち、まずは地産地消を徹底して県内産業の力をつけまして、更に県外、海外に向けて地産外商を強力に推進していくといった方向を定めております。

8ページには具体的に取り組む主な内容を記載しております。詳細は説明を割愛させていただきますが、やはり地産外商の中心となるマーケットを県外に求めていく、マーケットインの目線でものづくりをするといったような内容を記載させていただいております。

次に改革の第2の方向でございます。9ページをお開きいただきたいと思います。同じく下のグラフでございます。県際収支でございますが、高知県は第一次産業、農林水産業といった一次産業はプラスで四国で一番のところでございますが、その一次産品を活用しました食品品製造業といたしますが、マイナスになっております。

また、右側のグラフを見ていただきますと、経済波及効果の高い観光につきましても一人当たりの観光消費額は伸び悩みの状態でございます。このことは第2の課題といたしまして、産業界の連携が弱いという状況が考えられます。それと併せまして、先程申しました地産外商を進めていくためには、消費地から遠い、あるいはロットが揃わないといった本県の一次産業の不利な条件を、付加価値を高めるといったことにより克服する必要があると考えております。そこでこの課題に対しまして、基本方向としまして産業間の連携を強化する、すなわち全国や海外との競争に打ち勝つため、農林水産業と加工業など産業同士の結びつきを強め、より価値の高い魅力あるものづくりを進め、多くの産業がうるおう観光も積極的に進めるという方向を定めております。

尚、10ページには具体的に取り組む主な内容。例えば食品加工の推進あるいは必要な産業人材の育成、それから「龍馬伝」を契機とした観光の推進の積極的展開といった内容を記載させていただいております。

次に改革の第3の方向でございます。11ページをお開きいただきたいと思います。下のグラフでございます。本県産業の強みであります一次産業におきましては、ご覧のとおり担い手自体が

どんどん減少しておりますし、担い手の年齢構成というものが高齢化をしているという状況がございます。このことは第3の課題としまして、第一次産業の強みが強みでなくなりつつあることに繋がります。さらには10年後を考えますと非常に危機的な状態ということが現実になってきております。これに対しまして基本方向としまして、足腰を強め、新分野へ挑戦。すなわち農林水産業の生産地の力を強め、担い手を増やし、併せて中山間地域のビジネスや新たな強みとなる産業を創り出すという方向を定めております。

12ページには具体的に取り組む主なものを記載しております。

以上がこの計画の柱となります三つの改革の基本方向でございます。

それでは5ページにお戻りいただいて、中ほどをご覧いただきたいと思います。計画の構成でございます。計画は大きく、産業成長戦略と地域アクションプランの二つの部分から成り立っております。現在は221の事業からなります地域アクションプランでございますが、これは成長戦略というものを具体化しており、地域アクションプランを含めまして、各分野の対策や連携の仕組みを331の施策として戦略化したものが成長戦略。この両者がお互い連携し合って進めていくというような仕組みになっております。

具体的には成長戦略はパンフレットの13ページから14ページに、また地域アクションプランは15ページから16ページに記載をしておりますので、またご覧をいただきたいと思います。

次に計画を実行するための県の支援策でございます。5ページの下欄、下の端、非常に小さい文字で恐縮でございますが、今年度、計画の実行に向けまして、県として当初予算で主に地域アクションプランを支援いたします10億円の総合補助金を含めまして、85億円の関連予算を計上しております。併せまして、産業振興推進本部を設置いたしまして、計画の実行を総合的に支援し、各地域に地域産業振興監というものを配置しております。

パンフレットの最終ページをご覧をいただきたいと思います。今申しました地域本部、振興監の詳細な説明でございます。

県内の7つのブロックにこの地域本部を設置し、振興監というものがおります。この振興監の役割を一言で申しますと、緑のところにあるように、ワンストップの支援窓口ということになります。具体的には地域の皆さんの提案、アイデア、相談をお聞きしまして、アドバイザーの派遣や補助金の活用などによる支援をしていきますことで、大きく産業といった形にしようということに取り組んでいております。

計画の説明は以上でございますが、この計画の期間は平成20年度から23年度ということでございます。今後とも計画の実行に向けまして、予算措置や支援体制の充実、強化、こういったものに取り組みますとともに、進捗管理、検証、計画自体の見直しなどに取り組みまして、経済の活性化の実現に繋げていきたいと、このように考えております。以上でございます。

(根小田会長)

次に、県政改革アクションプランの説明をお願いします。

(門田行政管理課長)

それでは資料 4 に基づきまして、県政改革アクションプランを私のほうから説明させていただきますと思います。

1 ページに策定に至る経緯がございますが、これは先程知事が挨拶のなかで触れられましたので、時間の都合もございますので、2 ページのプランの目的からご説明させていただきます。

プランの目的として 1 番目に「公平・公正性の確保」を挙げております。策定に至った経緯、モード・アバンセの事件でございますが、経緯も踏まえましてやはり県が全体の奉仕者としての自覚に基づいて、公平・公正性をきちんと確保した上で県政を推進することが何よりも求められるということで、第一の目的としております。

ただ、あまりにも守りに偏りすぎまして、職員が萎縮をしまして前向きに仕事ができなくなったら困りますので、2 番目の目的といたしまして、前向きに仕事ができる環境整備も併せて掲げさせていただいております。

また、アクションプランの柱立てでございます。そういった目的に沿いましての取組でございますが、取組に当たりましては 3 つの柱を立てております。

1 つ目が「県民から見える県庁づくり」でございます。3 ページの上側にあります。まさに目的の 1 番、公平・公正性の確保に密接に関わる部分でございます。県政の透明化のために県政を県民から見えるものとするよう、最大限の努力を行うということでございます。

2 番目の「県民と対話をする県庁づくり」は、官民協働の県政、先ほど産業振興推進部の副部長からご説明いたしました産業振興計画の推進など、これからの県政を推進するためには、積極的に県民と対話をしていく必要があるということから、柱の一つとしております。ただし、一方で、知事からの話もありましたけれども、しっかりと公務員として守るべき倫理も自覚しながら対応していくことが、「県民と対話をする県庁づくり」ということになろうかと思っております。

3 番目の「県外にも目を向ける県庁づくり」でございます。プラスの方向の取組になろうかと思っております。県として間違いを起こさないというだけではなく、積極的に県民の皆様のためによりよい政策決定をしていく。そのためには全国、あるいは世界に目を向けて時代の先を見ながら、高いレベルでの政策決定をしていかなければならない。そういう仕組みが要するという視点からの柱立てでございます。

具体的な取組について説明させていただきます。時間の都合もありますので大きな項目を見ていただきたいと思います。18 ページ、19 ページに取組体系図を載せております。この中には全く新規に始めるもの、それから、過去からの取組を拡充するもの、あるいはその過去の取組を継続していくことが含まれております。新たに取り組むもの、また取組を拡充するものについては、現時点ですでに動き始めているものやこれからというものもあります。

まず、1 の「県民から見える県庁づくり」でございます。意思決定のプロセスに関する情報公開の充実についてですが、検証委員会からは、具体的には補助金、融資、委託事業、公共事業、許認可、職員採用などの分野で、意思決定プロセスに関する情報を県民に分かりやすい形で見せるよう現行の仕組みの見直し、改善が必要であるとのことご提言をいただきました。

そこで、新規の取組といたしまして、特定の個人、団体等に利害が及ぶ意思決定のプロセスの公表ということでこれらの項目につきまして、それぞれルールに沿って公表して参ります。公表の仕方でございますけれども、基本的には県のホームページから検索できるように、県の最初のトップページにこういった情報を示すボタンを載せまして、そこからすべてを検索ができるような形としております。

また、審議会の公表、今回の会は公開ということでございますけれども、その公開の情報提供の拡充といたしまして、非公開の会議とした場合であっても、非開示事由に該当するもの以外はできるだけ公開していく。各種団体からの要望等についても積極的に公表していくということにしております。こうして、公表していくことが、県民の皆様にきちんと情報公開をし、信頼をいただくような取組をしているということであり、また、このことにより、職員にとっても公表することで、どんな圧力にも屈することなく、きちんとした対応ができることになると、そういうふうにも考えております。

次に(2)でございます。情報の共有と幅広い議論でございます。これは庁内におきまして文字通り情報共有と幅広い議論をしていこうという中身でございます。検証委員会のきっかけとなりましたモード・アバンセ事件では、商工労働部の組織内だけで議論が進められていた結果、間違った方向に意思決定が向かってしまったのではないかという反省に立ちまして、庁内において十分議論をされる、そういった仕組みを作りました。

具体的な取組といたしましては、一つは、積極的に庁議、政策調整会議へ議題を提出することでございます。また、もう一つには、上司の意思決定に対して異議がある場合に、きちんとその異議がオープンな形で取り上げられる仕組みを作ったということでございます。

例えば、補助金の決定など、一般に何らかの意思決定をしようとする場合には、担当からチーフ、補佐、課長といった執行ラインの下から上に義務づける形で物事が進みますけれども、この課長が決定できる案件について、もし、それ以下、課長補佐以下の職員に異議があった場合に、当然課内で直接課長と話し合っって意思形成をしていくことが最も重要でございますけれども、それでも尚、どうしても納得できないような問題があった場合には、その点に関しましては課長の上におります副部長に話しができる。あわせて予算執行に関することでありましたら今日参加しております執行管理室長、それ以外の場合では政策企画課長と話ができるということを明文化しております。そのことで、まず、課長段階で留まることを防ごうとしておりますし、そういった異議を受けましたら執行管理室長や政策企画課長は顧問弁護士とも相談した上で、その結果を知事がトップの、県の一番メインの会議になります庁議に報告をいたしまして、内容についての承認を得るというルールにしております。

また、(3) 意思決定に対するチェック機能の強化でございます。今の(2)とも関係はいたしませんけれども、意思決定に対するチェック機能を強化していくことございまして、このことは個人個人、それぞれ公務員としての倫理観を強く持って取り組むということが基本でございますけれども、それだけに頼っては防げないことがあるのではないかとということで、組織として、また、システムとしてきちんとチェックしていくような仕組みを構築するということでございます。先

ほど、知事の挨拶の中にありましたように、執行管理室という組織を新たに作りまして、こういう事項の方針について執行管理室長が見たときに方針が違うというような場合には、そのことについても顧問弁護士とも相談した上で内容について報告を庁議に行い、庁議において対応方針を決定するというようになっております。

また、公益通報処理制度でございますけれども、今まで行政管理課を窓口にしておりましたものを監査委員に窓口を代えております。これはもう5月の末からそうしております。

以上、そういうことで組織的にシステムとして間違っただけの意思決定を防ぐという仕組みを作ったということでございます、これは、先ほどの情報公開の仕組みとあわせることで実質的な機能が担保されていくものだと考えております。

以上が、1番の「県民から見える県庁づくり」でございます。

続いて、2番に、「県民と対話をする県庁づくり」ということで、これは先ほども述べました「対話と実行」座談会の実施を初め、そうしたことで県民の皆さんと対話をしていき、その対話した内容を文書化し、共有のルールを持っていこうとしたものでございます。

また、働きかけの公表につきましては、検証委員会の委員の皆様から具体例を示すことが大事ではないかという指摘もいただきまして、具体例を通知もしたところでございます。そうした取組の中でウ、エについては、そうした対話をするためにも、きちんと公務員としての倫理を守っていくということで、研修を充実していくということでございます。

最後の3でございます。「県外にも目を向ける県庁づくり」というものにつきましては、未来志向の職員への意識改革ということで研修の実施。全国や世界の情報を収集し、分析し、共有する仕組みということでは、産業振興計画にも絡めまして新たにアンテナショップを東京に設けようとしております。そういったところからもうまく情報を引き出して活用していこうとするものでございます。

以上、プランの中身はこういった柱と取組によって構成されております。

この3つの柱のうち、2番目「県民と対話をする県庁づくり」、3の「県外にも目を向ける県庁づくり」という内容は、これから検討していただきます行政改革プランと職員の意識とか、仕事の進め方という部分でかなり重複する部分が多いように思っております。説明が本当に長くなりましたけれども、県政改革アクションプランに関する説明は以上でございます。

(根小田会長)

はい、続いて財政状況について説明をお願いします。

(松谷財政課長)

高知県の財政についてのパンフレットをお配りしています。

まず本年度の予算について説明させていただきたいと思いますが、3ページ、4ページを開いていただきたいと思います。21年度の予算は、5つの基本政策に基づいて整理しております。

1番目につきましては、産業振興計画を中心とする予算ということで、先程ご説明がありまし

たが、それ以外にもですね、さまざまな分野に予算を重点配分しておるという状況でございますけれども、ここでご説明させていただきたいのは3のですね、教育の充実と子育ての支援というところでございます。この中でも2の学力向上、いじめ問題、こういったものに対する着実な推進でございますが、1つ目でございますように小中学校の放課後の学び場を確保・充実し、一人ひとりの児童生徒に寄り添う指導を行い、基礎学力の向上を図るといったことでございます。国の施策にも放課後のプランということで進めているものもありますけれども、本県は積極的に予算配分して対応しておる状況でございます。中核市の高知市も含めまして、当初予算では4億を超える金額をこちらの放課後での勉強とかについて予算化しているといった状況でございます。

また、右のほうの日本一の健康長寿県づくりのところをご覧くださいと思いますが、先ほど、知事の挨拶の中にもありましたが、2の高齢者、障害者福祉サービスの充実・確保でございます。その1つ目の子育てや生活支援、高齢者、障害者福祉サービスなどを複合的に提供する地域の支え合いの拠点とするということで、「あつたかふれあいセンター」と名付けておりますけれども、こちらのほうもですね、予算化しているといった状況でございます。

当初予算では10市町村で10ヶ所ということを想定しておりましたので、大体1億5千万ぐらいの予算になるんですけども、非常に県内の市町村の関心が高いという状況で、現在24市町村、30ヶ所でやりたいという話があります。そのため今回の7月の補正におきましてですね、1億1千万円余りの金額の補正を行いたいというふうに考えておきまして、県内でのあつたかふれあいセンターの整備を進めたいと考えておるところでございます。

今回の予算、全体像としてはこういう形でございますけれども、そもそも県の財政がどういった状況かという点を説明させていただきたいと思っておりますので、別の資料の財政の状況をご覧ください。

高知県の財政の状況ということでグラフにしておりますけれども、過去の取組等も含めて今までのものを整理しておりますけれども、そちらのほうで、まず非常に左から右に上がっておりますのが地方債残高の推移でございます。こうすると一見残高が増えているんじゃないかなというふうに思われるかもしれませんが、これが大体中ほど、右から3分の1辺りで2つの線に分かれているかと思えます。地方債残高の推移というところで（臨時財政対策債除く）というふうに書いてあります。で、臨時財政対策債というのは少し専門的になるんですけども、本来ならば交付税として配分されるべきもの。これは、国のほうで交付税の原資が足りないといったことで、一時的に県で借金をしておいてくれと。その借金の返済に伴う元利償還金を後年度に交付税に上乗せしてお渡しするといった形になっておきまして、県の財政を運営していく面から見ますと、交付税の振り替えといったものでございまして、借金ではないといった整理をしております。そうなりますと、私どもとしては起債の残高というものは確実に減ってきているということになります。これを意味するところは、結局起債、新しく借金をする以上にその年々の償還を行っておると。プライマリーバランスが黒字であるといったことを意味しております。こうした取組を進めてきておりますのは、真ん中にありますように、先ほど遠山委員からもご紹介がありましたけれども、第1次、第2次の財政構造改革といったものでございます。こういった取組の一貫と

いたしまして着実に起債の残高を減らしていこうといった形で取り組んできたと思っておるところでございます。毎年きちっと返済をして借金を減らしていくといったことでありまして、こういった高知県の取組は全国共通の指標でも現れるといった状況でございます。

その次のページをめくってください。先ほど総務部長から夕張の話があったわけでございますけれども、それに関連する法律でございます。財政の健全化の目安ということで、地方公共団体財政健全化法でございます。もともとこの右下になりますけれども、地方財政再建促進特別措置法といったものがございまして、その左下にありますように、その当時の新しい法律ができる前の制度といたしましては、一つ目のポツにありますように、分かりやすい財政情報というものの開示等が不十分と。端的に申し上げますと、他の県、あるいは市町村同士の比較といったものが、なかなかやりにくいといった状況であります。また、3つ目にありますように収支、この年々のその収支の指標だけで、ストック、負債の財政状況というものについてですね、なかなか他県、他の地方公共団体との比較というものができなかったといった状況でございます。ですから、高知県が取り組んできて、他県と比べてどのくらい進捗しているのかといったものがなかなか比較できなかったといった状況でございます。で、それを受けまして新しい法制というふうに書いてあるところ、上のほうですけれども、3つの段階に分かれるということで、地方公共団体の財政状況を公表していこうじゃないかと。あるいは、再建していこうじゃないかといったことになって参りますけれども、その一番左側の健全段階。すべての団体に適用されるものということになりますけれども、分かりやすい指標を整備するといったことと、情報の開示を徹底していこうじゃないかということがありまして、このような指標、毎年に関わるような実質赤字がどれくらい財政規模に比べてあるのか。あるいは三セクなんかも含めた、あるいは公営企業なんかも含めた連結実質赤字はどんなものなのか。毎年の借金返済がどれくらい財政規模のウェイトを占めているのか。実質公債費比率ですけれども。こういった資料でございます。また、新しいものとしてストック指標といったことで、公社・三セクも含めてですね、県全体での、県が将来責任を負わないといけない借金を背負うとどれくらいかといったものをあらわしているという形になります。

こういった指標を、今までの県の取組といったもので示したものが、その次の3ページをご覧ください。大阪府を除きまして実質赤字はないという状況でございますけれども、高知県を見ていただきますと、まず実質公債費比率、毎年借金を財政規模に比べてどれだけ返済しているかといったところが16.7ということで、全国でいくと41位と。つまり、かなり多くの金額を財政規模に比べて払っておるといったことになっております。一方で将来負担比率というものが194.8。200を切っておるとということで、こちらについても相当順位の高い8位ということでありまして、中四国の中でも上位の段階になっております。これの意味するところは、毎年の償還については先延ばししない、原則として20年間で償還しますと。他県ですと30年償還というものもかなりありますけれども、20年なら20年でできっちり返すというのをやっていますので、毎年の償還の金額としては結構大きい16.7%となっておりますけれども、その分着実に借金は減っているといったことで194.8という、ストック指標としては相当いい数字が出ておると。過去の取

組の成果がこういう形で出てきております。ただですね、これで財政が大丈夫だというわけではございませんでして、あくまでも過去の取組の結果として、今現在どういう状況にあるのかといったことを示したものでありまして、決して将来を担保するものではないといったところであります。

次のページを開いていただきたいんですけども、今後の財政収支の見通しでございますが、高知県のみならずすべての地方公共団体で、こういった一つの指標を前提にして、今後どういう財政運営を行っていくのかという収支見通し、将来のシミュレーションですね。これからはギチギチやっていって、それがどういうふうに4つの指標に跳ね返ってくるのか。そういったものを見ながら財政運営をやっていかないといけないなど。この見通し自体は、去年の7月、1年前に作ったものでございまして、今年の9月にまた新しいものをリニューアルする予定をしておりますので、そういった中でも1つの考慮要素として、その下にありますけれども、行政改革の推進というものが、どういうふうに収支見通しに影響を及ぼしていくか、こういったものもですね、今後シミュレーションをつくっていく上での1つの重要な判断要素となると。あるいはこういったシミュレーションを見ながら行革をどういうふうに進めていくか。鶏と卵の関係もございまして、こういったものがこれからの地方公共団体の1つのマネジメント手法といった形になって参ります。

以上です。

(恩田総務部長)

一点、今の財政の関係の補足なんですけれども、財政課長が説明した通り、20年7月、去年の7月段階でこの収支見通しを作ったんですが、それから1年近く経ってきておりまして、新しい収支見通しは、この9月にまたこの委員会でもご説明させていただきたいと思っておりますが、いろいろ国の経済対策等を受けてですね、本県にいろんな交付金がきたりとかというようなことがありまして、この財政収支についてはかなりの部分改善されています。24年につきましては△114億ということで、財政健全化団体となっておりますけれども、今の段階ではこの24年については財政健全化団体にならない形になってます。この1年で少し目途を立てたというようなことでございます。もう少し精査をしなくてはいけない感じでございますけれども、25年についても少し一定の改善が図れているんじゃないかなあというようなことでございまして、最終の9月の段階でもう少し細かい資料を示させていただきますけれども。この20年の7月時点よりもかなり改善は、この当初予算の編成なり、今回の補正予算の編成で進んでいるということについてはご了知いただければと思っております。

(尾崎知事)

それとすみません。もう一点補足になりますけど、下に突き出しておりますこの白いグラフ、棒グラフをご覧いただきたいと思っておりますけど、これが単年度収支なのであります。今、総務部長が申しあげましたのは、この下に突き出しております黒いほうでありますけど、これはいわば累積

赤字とっていただければというふうに思います。上に突き出しているのが累積黒字で、下が累積赤字だと思っていただければと思いますが、この累積赤字が一定額を超えると財政再生団体とかになるわけですが、この平成 24、25 について、1 年が経って、国から交付金が 100 億円規模のものが 2 回交付されてきたりとか、他のことも色々ございまして、しかし 100 億円が全部財源になっているわけじゃありませんから、その通りになってるわけではありませんけれども、相当程度改善しているのは確かであります。

当面の山は平成 24 と 25 をどう乗り切るかということなのですが、逆に言うと、当面の山は 24、25 を乗り切ることだとはっきり断言できるのはなぜかといいますと、平成 26 年度からご覧いただきますように、この白いほう、単年度収支のほう、これが黒に転じております。要するに、今年を最大のピークとして、単年度の財政赤字が段々、段々小さくなってきて、26 年度以降は黒字になるという見通しになっているので、この 25 をクリアできれば後は自立的に回復していくから、危機は回避できるであろうと、そういうシナリオになっておるわけでありまして。毎年度、毎年度の赤字をいかに小さくしていったその瞬間的な危機を乗り切るかという課題がありますとともに、もう 1 つは 26 年度以降は単年度黒字になっておりますけれども、先々に亘った財政の健全性を確保するためには、26 年度以降のこの単年度黒字が確保されるというこの道筋、これが確保され続けなければなりません。これがないと、逆に言いますと先々に亘って安全だということとははっきりと言えなくなるというわけございまして、いかに瞬間値を乗り切るかということとともに、単年度収支をいかに回復させ続ける、この段々良くなってきてるこのループ、ルート、これをずっと確保し続けるためにはどうすればいいかと、これも大きな論点なんだろうと。財政的にはこれは大きなポイントになる。そのように考えております。

(根小田会長)

よろしいですかね。次にいきますが、(3) これまでの行政改革の取り組みについて説明をお願いします。

議事 3 「これまでの行政改革の取組について」

(門田行政管理課長)

それでは私のほうから説明させていただきます。各々の部分は個別の議論の時に詳しく説明させていただきますので、今日はアウトラインだけをお話させていただきたいと思っております。

3 ページでございます。前回の行革プラン策定の経緯ということで、先ほどからずっとお話がありましたように、本当に財政再建団体に転落間際という危機感の下に作りました計画でございます。

続きまして行政改革プランの取組でございます。

4 ページ、民間委託、アウトソーシングの推進ということで、先程高村委員のほうからもお話

がありましたように30%という高い目標値を置きまして、アウトソーシングを進めて参りました。アウトソーシングの実績としては334人役、廃止・縮小が828人役ということで、そのような結果となっております。ただ、3年間で26億円の業務を外へ発注し、750人の就業を生んだという部分もございます。今後の課題としましては、公共サービスの質の確保等の問題がございますし、昨今の派遣労働等の問題、そういう問題も出てきております。

続きまして、職員数の適正化でございます。職員数の適正化、22年4月1日までに3,400人体制ということで5年間で572人という目標を立ててやって参りました。知事部局で申し上げますと21年4月1日の人員が3,487人ということでございまして、485人の減という形でございます。急激にこうしたスリム化をしてきたものでございますので、課題としては年齢構成が少しいびつになっていることも課題としてございますし、このページに書いておりますように、現状より大幅な削減というのはなかなか難しい状況、岩盤のところまで行き着いているというような形でございます。ただ一方、総務省が定めております定員管理指標の試算値と比較いたしますと、まだ本県の職員数は多いということになっております。そういう所を考慮しながらの検討になると思っております。

続きまして、6ページの人事・給与制度の見直しでございます。主に勤務実績を反映した給与制度ということでございまして、査定昇給制度というものを導入し、20年4月1日から全職員に対して実施をしております。その他技能職の見直しということでアウトソーシングの話とも絡みますけれども、公用車の運転、道路補修、給食調理など現業業務の廃止やアウトソーシングを進めて参りますとともに、ジョブチャレンジという技能職員が従来の業務だけでなく新たな分野の業務へも挑戦する仕組みも整備しました上で、技能職員の行政職への転職試験というものも実施しております。

また、技能職給与につきましても、類似の業務に従事しております国家公務員に適用されます行政職俸給表（二）という俸給表がございますが、それと同様の給料表への改定、給与の切り替えを行うと、22年4月1日付けで行うような形となっております。

また、その他、主任の格付けの見直しということで、これまではスタッフ職として、班長、チーフと同等の処遇をして参りましたものを、19年4月からは班長、チーフ等のポストへの発令があった者のみに昇格があるという形の見直しをしております。警察官の給与の見直し、また退職手当の見直しにも取り組んで参りました。

そうした結果、7ページにございますように、以上のような職員定数のスリム化、給与の見直し、それと職員から理解を得まして給与カットという形で、この白抜きの部分が給与カットによる影響でございますが、これは制度ではなく、職員に給与カットをお願いしたという部分でございますけれども、このことによりまして、平成16年度と21年度を比較しますと101億円の人件費の減という形になっております。

次に8ページにつきましては組織のことでございます。17年度当時、知事部局、7部4局5理事所管という形ございましたけれども、これまで2度の再編を経まして、現在は12部1局2理事所管という形になっております。下が知事部局の課室数を表にまとめております。17年度、知

事部局 108 の課室でございましたけれども、現在は 89 課室という形になっております。

9 ページは出先機関の見直しでございます。行政改革大綱を策定いたしました平成 7 年、一番最初に行政改革大綱を策定しました平成 7 年から比べますと 148 から 64 という形になっております。

また、現在の出先機関の状況につきましては 10 ページに、その各々の出先機関の所管部分については 11 ページに記載をしております。

また、もう一枚めくっていただきまして 12 ページでございます。公社等外郭団体の改革ということでございまして、このことにつきましては、平成 16 年 3 月に基本方針「公社等外郭団体の改革について」を策定しました。その中で基本的な方向といたしまして、原則、廃止または民営化。団体に対する県の人的、財政的支援を縮小。民間との役割分担を見直して、民間活力を徹底して活用するという形の基本的な方向を出しております。その結果といたしまして、44 団体が 21 年度には 33 団体となっております。廃止が高知県政策総合研究所など 5 団体、統合がふくし交流財団と障害者スポーツ振興協会を社会福祉協議会に統合したということなどによりましての減、それと県の出資割合を 25%未滿に引き下げて県の関与をできるだけ小さくしたという部分で 4 団体がございます。

また、事務局の一元化などにも取り組んでおります。また、公社への派遣についてもご覧のような形になっております。これからの主な課題としましては土地開発公社、当初の予定では、平成 20 年度末を目途に廃止ということにしておりましたけれども、現状におきましては国の直轄事業の用地取得等がございまして、22 年度までは存続という形になっておりますが、これ以降どうするのか。先ほど総務部長のほうからありました公社等外郭団体の改革の部分につきましては、こういう団体を含めまして、また、検討、ご議論いただけたらと思っております。

次に、さらなる行政改革の取組ということで、前回のプランの中では旅費制度の見直し、職員の福利厚生の見直し、また県税収入の確保などにも取り組んできております。また、先程説明いたしました、県政改革アクションプランの策定ということで、行革プラン以降の話ですけれども、こういうことを、公正で透明な県政の推進、官民協働型県政の推進、職員の意識改革、ということで先ほど委員のほうからもご意見がございましたように、量から質への行革推進ということも検討していかなければならないと考えております。

走り走りでございましたけれども、私のほうからは以上でございます。

(根小田会長)

はい、ありがとうございました。議事の 2 番目の県行政の現状について、それから 3 番目のこれまでの行政改革の取組について、それぞれの説明をいただいたんですが、まず、今の説明について、ご質問等ございませんでしょうか。

今日の会議で質問すべきことかどうか、ちょっと迷いますが、よろしいですか。私のほうから 1 つ。

産業振興計画についてなんですけど、県全体の総合的な計画を、県民に分かる形、あるいは全庁的にはっきり目に見える形で出されたということで、非常に素晴らしいことだと思います。議論の過程で提起された地産外商という、そういう言葉はこれまでありませんでしたけれども、そういう視点というのは従来からもあって、幾つか取組をなされてきたと思うんですよ。あるいは県際収支の改善の必要性についても、昔から言われておって、食品加工産業の振興についても昔から言われておって、言われてきたんだけれどもうまくいかなかったというか、成果が上がらなかったのは一体何が問題だったのか。何が欠けていたのか、その辺の議論は。

(尾崎知事)

それはもう 20 時間か 30 時間くらい徹底して議論をして、やらせて頂きました。いろんなポイントが、地産外商といってもいくつかあると思うんですね。地産外商がいかに難しいかっていった時に、おそらく今まで販路開拓、販売拡大という側面に非常に重点を置いておったと。しかしながら、実際には、いかにして売れる商品作りをしていくのか。その点について、よりもっと力を入れていくべきではなかったという反省がまず第一の問題としてあるんだというふうに思っています。

要するに何でも県産品であるものについては、パンフレットを作ってどんどん売り込みしていけば売れるかといったって、それは作った側の視点なのであって、大切なことは消費者から見て、それが本当に受け入れるものとなっているかどうか。磨き上げができていくかどうか。マーケットインで見えていくということが極めて重要だったのではないかなというふうに考えているところです。

実際には従来より商品を新たに磨き上げていく、従来よりといいますか、新たに商品を磨き上げていくということになれば、例えば消費市場に持って行って、試作品を作って消費市場に持って行って試し売りをして更に改善を図って、そういうことを何度か繰り返して行って、売れる商品というのは作れるんでございましょうけれども、民間独自で普通はこういうものはやるものです。ただ大きな資本があるところはそれができるでしょう。しかしながら、高知県のように資本蓄積が小さいところではすぐキャッシュを生まない。そういう取組はなかなか出来ない。借金だけ一時的に増えてキャッシュを生まない。生まないものはできないと。ゆえに今回はいろんな形で県のほうで場所を構えて、例えばアンテナショップっていうのは有名でありますけれども、実際に県産品フェアとか商談会とかっていうのは去年の 4 倍くらいのスピードで、今すでにやり始めておるんですね。そういう場などを活用していただいて、磨き上げをどんどん行っていただく、そういう形を支援していこうとするのが、一つには第一のポイントだろうというふうに思っています。

それともう一つは、県際収支が改善しないという観点にも大に関わることでありますが、現在いろんな食品加工を伸ばしていくにしても何にしても、その素材は高知県側から提供しますけれども、それを加工する業者っていうのは県外に流れていっている場合というのが非常に多かった。例えば宿毛の魚を愛媛の人が買って行って、愛媛で加工して売っている。いわば一番付加価値

値がついて所得、雇用を生み出すプロセスというのが非常に県外に流れている場合が多いということでもあります。

であるので、何をしないといけないかという、本当に具体的にマッチングをしていく仕組みっていうのをどうしても作らなければならないだろうというふうに思います。これは全国的な、経済学的にはあんまり意味がある議論ではありませんが、高知県に所得を落とす、豊かにするという観点から、これが極めて重要な話なのではないかなというふうに思っています。その具体的なマッチングの仕組みづくりというのを、具体的に講じようとしているというところですね。その上で所得が落ちる仕組みを作った上で、販路開拓を行っていくということも加えて行ってみましょうと、そういう計画ですが、従来、橋本県政の時に地産外商とやってきたことは、商品計画機構を作ってやってたということだと思いますが、あれは株式会社ですから。実際にどれだけ売れていたかと言うと、珊瑚が5、6億円、野菜が1億円から2億円ぐらい売ってたかというぐらいであります。しかしながら、高知県の園芸農業って言うのは、600億円ぐらい元々売り上げがあるものの中で、商品計画機構というのを作って1億円追加で売り出したからといって、それは県経済に影響を与えるものでは全くありません。必要な事は、県のこういう施策を進めていくことで、それが刺激剤となって600億円が660、700億円になっていくような仕組み作りをしていくことではないかという観点から、今やろうとしている地産外商戦略というのは、ある機構が独自にその単年度収支の黒字を出す、その売り上げでもって少しでも県経済の改善に繋げようというような発想ではなくて、今回一般財団法人化しようとしているわけですが、そもそもいわば利己的な取組ではなくて、利他的な、先ほど申し上げたような、あえて試し売りなんかも担っていきますという形での取組によって、全体的な振興が図られていくだろうと。そういうことを目指そうとするものであります。基本的にはそういうところにおいて大きな違いがあると思います。それと後もう一つは、掛けておる予算と人員と手間、情熱が全く違うということじゃないかなと思います。

(根小田会長)

ありがとうございました。その他に。

どうぞ。

(衛藤委員)

これも質問でありまして、私自身がちょっとこの分野は初めてなんですが、行財政改革って言うと、道州制というのがあって、国レベルではそういう議論がなされているんですけども、県でこういうことを考えた時に何がしか意識すべき方向感みたいなものがあるのか。あるいはもともと政治がどうなるのか分からないということもあるんで、そうなった時はもうそうなった時でまた考え直すっていうぐらいの意識でやっておけばいいのか。この辺の位置づけがよくわかってないものですから、もしお考えがあれば。

それからよく道州制がいいことであるかのように政財界では言われておりますけれども、これ

はまあ、もちろん国が決めることで高知県がどうするということでもないんですが、高知県のよ
うな県から見ると、道州制というのはやはり進むべきいいことだと考えるのか、これはまあ個人
的な意見になるのかもしれませんが、もしお考えがあればお聞かせください。

(尾崎知事)

行財政改革についての指針というものについては、ある意味、政治に惑わされず一定の方向性
を定めておくことで、どういう政治状況でも安全性を担保する、一種の安全装置みたいに機能す
べきものではないのかなというふうに思っています。あまりにも方向感が違う場合ってというのは
また見直しも必要かもしれませんが、その場合にはもう一度、委員会を開いて見直しをしなければ
ならんというくらいの、いわば軟性憲法、硬性憲法といわれますが、いわゆる硬性なもので、
いわゆる硬い性質のものなんだろうと思います。やはりそういうものとして定めていくべきでは
ないかと。私自身も実際、平成19年の最後とそれから20年の当初につきましては、前行革プラ
ンを引き継いでそのまま仕事をしたわけですが、それを着実に実行してきましたし、そういうふ
うにやるべきものであるということで、言わば政治動向に関係なくその行革プラン自体は定めて
いただくという事が重要ではないかなというふうに思っています。

もう一つ道州制についてどうかという議論ですが、この道州制について言えば、何を目的とし
た道州制なのかっていうのが非常に重要な話で、いわゆる行革一本やりの考え方で持ってして道
州制を進めていくのだということであれば、先ほど来申し上げております、一定程度もう少し民
の動きに官が手を足さなければならないこういう中山間地域を抱えた高知県みたいなどころもあ
るんじゃないかという議論からすればですね、ちょっといかがなものかという感じもいたしてお
るところです。

ただし、広域的な課題に、より自主的に地方の実情にあったことに対して、地方が自分で物を
考えて対応することが出来る。そのためには大きな財源の塊が必要なので、財源の塊と、そして
判断権が必要なのでそのために道州というより大きな懐を持っておいたほうがいいんじゃないか
という議論があれば、まだよりよい方向なのかなと思います。ただし、その場合にもどうしても
残る議論は基礎自治体のあり方だと思っていまして、基礎自治体は県の仕事の半分くらい以上は
道州制になれば担うことになるろうと思いますけれども、それを担うだけの財政力をつけようとす
ればどうしてもガタイを大きくしないといけない。すなわち合併を進めないといけないという話
になると思います。それをやってしまった時に行政が住民から遠くなってしまった時に、
先ほど申し上げたような官と民の支え合いの仕組みづくり、本県からは逆行する方向になるなど。
その点が私は大きな論点だと思っています。

いずれにしても産振計画などを通じて道州制ができて埋没しない県づくり。やっぱりまず大
切なことじゃないかなと、そういうふうに思っています。

(根小田会長)

他に何か、ご質問。どうぞ。

(岡林委員)

二つですけど、一つはこれまでの行革プランの中でのいわゆる行政サービスの質の確保等が課題だということが当然ありますが、それを行っていく上での職員の質の向上という面での形が前回のプランの中でどうなされておったのか。つまり、去年のいわゆる埋蔵文化財センターの不当解雇の件。突然あんなことが、僕も県出身として民間の役員に冷やかされました。こんな基本事項を県の職員は知らないのかということ、早速そういう研修をされたということですが、そういった一事が万事になりますから。社会人あるいは行政に携わっている人間としてのですね、まさに最大限のそういった質の向上の問題をどうやってしていくかっていうことと、それと二つ目は基本的にこの行革がずっと続いていますね。そしていろんな同じような課題を検証しておりますけれども、年度がずっと重なっておりますから、この行革プラン、前回のほうの総括をこうしますということがまだ全体として出てきてないと思いますね。そういった総括をする時点で、例えばアウトソース一つを取ってみても、アウトソース自体、県の側からの見方と受けたほうの見方と、それでそのサービスを受ける県民がどう思うかとか、そういったいろんな複合的な立場からやっぱり総括をするとなると極めてそういう受益者の側からの意見や考えをどういうふうな形でまとめていくかと。何が県民の意見なのかと。一もあれば二もある三もある。そんなことから、そういった意味でサービスを受ける側の県民の考え方をどのような形にして、最大公約数をもっていった、それをベースにしながら、サービスを提供する側としてはうまいこと次へのステップができるというふうな仕組みなんかをどうやったらいいかなというような思いをちょっと持っているところです。

(根小田会長)

特に何か。

(恩田総務部長)

質の向上については、いろんな取組をしておるわけですが、人材育成、職員研修とかこれまでもしてきて、その内容についてもどのように高度化していくのか。そのようなことをこれから主に議論していただきたいと思っておりますし、特に職員研修について今、完全に民間委託でそういったことをしておりますので、その中でカリキュラムや成果なりについて、またご報告させていただきますと思っています。

それと受けた側の話、例えばアウトソースの話についても、今、県庁側の出すほうからの話しかしていませんけれども、議会などのほうからは受けた側の反応がどんなふうであったのかということが言われています。そんなことで、今いろんなことをご意見を聞いたりしたいというふうに思っておりますし、また行政改革に対する県民の意識みたいなものについては、ちょっとこれからまたご説明をさせていただこうかと思っておりますが、県民世論調査の中で行政改革について項目を挙げてお伺いをしていくというようにしていかないのかなというふうに思っ

います。

(根小田会長)

はい、どうぞ。

(水田委員)

すみません。ちょっと質問なのですが、ちょっと素人なんで申し訳ないんですが、財政のところで先ほどのご説明の中で、交付税の振替といますか、立替といますか、そんな話がありました。それが2,000億くらいになるんですが、これは地方公共団体を評価する場合に、帳簿上の話なのか、実際にお金が入ってくる見込みがある話なのか、そのところはどういうことになっていますか。

(松谷財政課長)

現実的には、毎年の財政運営という点ではですね、起債をしましてお金としては入ってくるという状況で、過去の臨時財政対策債として起債した分については、100%償還に伴うお金ということで交付税にプラスして入ってきています。

(水田委員)

ということは、これはもう完全にそれが地方に振り替わるということがないという前提で話をしていると。

今例えばね、国の事業をやった分を地方が負担するのをやめるとか何とかいう話で国も窮屈になっていますよね。それは一応約束事として入ってくるということについては、それは間違いのないことと考えていいと。

(松谷財政課長)

それが根本的に入らなくなると困ると。

(尾崎知事)

こういう仕組みなんです。地方交付税はですね、消費税のうちの3割とか、法人税のうちの何割とか法定されていて、それが総額として決まるんですね。それを各地方に配分していくという仕組みなんです。ところがその地方交付税の金額が地方として需要する金額に足りない場合、じゃあどうするのかと。要するに地方交付税の法定分というのは、さっき言った税率で自動的に計算式で決まるものが50兆円として、必要なものがある。しかし、地方の需要からしてどうしても70兆円の交付税が必要だといった時の、この70と50の間のこの20兆円をどうファイナンスするかという話なんです。過去は国のほうの特別会計が借金をして20億円を捻出して地方に配っていました。でも特別会計が借金をするというのは負担感もなく、各地方公共団体がいったい

どれだけのお金を使っているか、負担を持っているのかについて不明確になるので、地方公共団体側が一時的に借金をして賄うという形を取りましようというのが、この臨時財政対策債なんです。だから本来は地方に交付税として配分するという事を決めておるもののうち、法定率分を上回った金額についてどうやって資金を調達していくかという話でありまして、本来は地方交付税としてこの分は金額で支払うんだということが決められておるものなんです。でありますから、この分は一時的に県のほうで借金という、形の上はそうなりますけれども、交付税でそもそも交付されたと同じとなるような措置が必ずなされる。そうした仕組みになっております。

ただ、とは言いながらも、我々もなんでもかんでもこれが増えたらいいといったものではないんですけど、実は最近、高知県なんかで交付税をたくさん確保しようとしていますと、どうしても法定率分しか貰えなかったら、全国平均に比べて大幅に低い金額しかもらっていないことになるわけですね。70、50。70 という金額が全国一律の平均だとして、それで 50 しか、もし法定率分しか貰っていなかったら 50 しか貰っていないわけですから、他の県の 7 分の 5 ということになるわけですね。ただ他の県よりも交付税をウエイト的にたくさん貰っていくといった取組を続けていきますと、これは財政は潤うわけですが、それと法定率分のほうが頭打ちになっていますから、その分臨時財政対策債という形の借金は見かけ上どうしても増えてくる、そういう形になります。20 年度と 21 年度に臨時財政対策債の金額がぐーっと上がっているのは、本県のほうで交付税の金額が、確保した金額が大きくなったことの裏返しと。そういう形になっていまして、交付税を確保すれば確保するほど法定率分を上回る分の金額、ウエイトの部分が大きくなるので、結果として、そういう臨時財政対策債というお約束の部分の金額が増えてくる。そういう管理技術的な話だということであります。

(水田委員)

要は、あんまりこれが借金で残るということにはならないと、理論上はそういうことですね。

(尾崎知事)

ならないです。償還財源付きの債権だと思っていただけると。

(根小田会長)

他にご質問とかございませんですか。

細かい話で恐縮なんですけど、これまでの行政改革の取組状況のところ、本県の職員数は未だ総務省が定める定員管理指標の試算値と比較すると多いということになっていますね。これは職員数って言うのは知事部局だけじゃなくてですか。

(門田行政管理課長)

はい。現在、総務省が示す基準が警察も学校も入った形になってます。逆に言うと一般行政全部という指標がない形になっています。全体の指標しかない。

(根小田会長)

全体の指標しかない。

(門田行政管理課長)

学校、警察と知事部局、一般行政を含めた全体の指標になってます。

(根小田会長)

正規職員が総務省の定める管理指標より多いということですか。それは特殊な事情から、高知の特性からこうなっているんですか。

どうしてそうなっているのかと。

(門田行政管理課長)

現実には、総務省の指標は面積等も考慮には入れているんですけども、やはり面積も先ほどの中山間の実情とかといった場合に、総務省が反映しているという数字が本当にうちの実態にあっているかどうかという点も一つはあろうかと思うんですけど、やはり他県と比較した場合、やはり相対的な部分では多いという形にはなっています。一応面積等も考慮に入れた上での指標ではあります。

(恩田総務部長)

教員なんか、たぶん人口当たりによればかなり本県は手厚くやっていますので、非常に多い数が配置されているというようなこともあります。

(根小田会長)

わかりました。他に。予定の時間が段々迫っておりますので、ずっとこのまま続けるわけにもいかんですが、他に何か。

(岡林委員)

会長がまさしく言ったこの国の指標ですね、それと我々こういった論議をしていくときに何かのものさしに依拠するという場合に、国はこういう数値目標とか、こういう計画を地方自治体に、これを遵守しなさいとかいうことは多々いろいろあるわけですね。そういったそれがすべて是として県がやっていくという考え方。いや、高知は高知の状況があるからそういった一つの目安として指標はあくまでもある。だから高知の状況を加味すると一概に国の示しておるような、いわゆる国は管理的な要素でくるでしょうから、いや、高知の事情はこうだというふうな形の意見なり、それに基づくようなここでの計画というのはあり得ると思っておりますけれど、それはいかがなんでしょうか。

(尾崎知事)

そういう視点が重要だと思います。人口密度が全然違いますので、一人が10分かけて出来る仕事ってたぶん東京都と高知県では全然違うというところが加味されなければ本当はいけないんだと思いますけどね。

(岡林委員)

もう一点だけ聞かせてください。

民に対して官がフォローするということは、これは大変いいことだと思います。

ここに福祉のこと、医療のこと、高齢者のことと書いてますね。例えばこの前、くぼかわ病院に産科の医師がいなくなり、産科が廃止になるというニュースがありましたね。そうなった時に、じゃあそこの行政を向上させるために、そうした医療福祉分野について何が出来るかということなんかはですね、そんな論議なんかをこの中で、いろいろ産業振興計画の中でできるんですかね。

(尾崎知事)

産業振興計画は福祉関係の産業の育成を行っていきこうと。福祉ってわりとケースバイケースらしいので、地域の福祉に応じた福祉産業っていうのを作っていけるだろうと。そういうのがあるんですよ。

そういうことをやっていきますが、医師確保とか医療とかの課題に直接取り組んでいきますのは、やっぱりこっちの日本一の健康長寿県づくり、こちらのほうではなからうかと思います。医師確保はちょっと秋に向けてかなり力を入れております。

(根小田会長)

はい。ということですが、他、特によろしいでしょうか。

そうしましたら4番目の検討委員会の今後の進め方について、事務局のほうからお願いします。

議事4 「検討委員会の進め方について」

(門田行政管理課長)

事務局のほうから説明をさせていただきます。資料6でございます。時間の関係もございませぬので、そういう形で進めさせていただきたいということではございますけれども、随時、委員の皆様からこういう論点が抜けているのではないかというご意見はいただきながら、またこれは進めていきたいと考えております。

第2回目としましては、先ほど岡林委員のほうからございましたアウトソーシング関係の部分。それと今後の産業振興計画の進行等、その他の県政課題等に向けて人員体制、人員等をどう考え

ていくのかっていうところを議論していただければという形で考えております。後、進め方についてはそこに書いてある通りでございますので、意見はその場その場でいただいた上で微調整はしながら、大きな修正もあるかもしれませんが、進めていきたいというふうに考えております。

よろしくお願い致します。

(根小田会長)

はい。このような方向で進めたいというのが事務局の案ですけれども、ただ、委員のほうから追加の必要な検討項目、論点等が出てきたら、随時加えていくという、そういう了解でご承認いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(根小田会長)

それでは、あともう一点だけ議題の中で、県民世論調査の関係ですが。

議事 5 「県民世論調査の調査項目について」

(門田行政管理課長)

資料 7 でございます。県民世論調査を現在予定しておりまして、行政管理課のほうから提出しておりました、行財政改革に関することというのが通っておりまして、10 問程度世論調査で出来ることになっております。大きな形で論点を書かさせていただいております。ただ細かい質問内容についてはまた後日、事務局でもう少し検討させていただきまして、各委員にお送りをしましてご意見をいただきたいと思っております。

なお、こういう大きな論点でこんなものが抜けているのではないかとということがございましたら、ご意見を頂きたいと思っております。細かい点につきましては、また後日郵送させていただきますので、よろしくお願い致します。

(根小田会長)

大きな説明項目がありますが、これについて何かご意見があれば。この場で何でしたらまた随時事務局のほうに連絡していただいても構いませんので。

(門田行政管理課長)

よろしくお願い致します。

(根小田会長)

詳しくは、また詳細なものが後でくるということですね。

それでは最後になりますが、次回の日程でございますけれども、今日欠席の委員もいらっしゃいますし、それぞれの委員の方々も色々おありだと思いますので、今日次の会議は何日何時と決めるわけにはいきませんので、事務局のほうで調整していただいて設定するというようにさせていただきます。

大体、目途としては8月の中旬。お盆の時期を外しまして、17日の週か、24日の週ぐらいという事で日程調整を事務局のほうでお願いしたいと思います。

(門田行政管理課長)

出来るだけ早く調整させていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

(根小田会長)

次回の会議に関連した資料につきましても、あらかじめ事務局のほうから送付していただくようにしたいと思います。お忙しいとは思いますが、事前に目を通していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

では、本日の委員会をこれで終了させていただきたいと思います。

どうも皆様お疲れ様でございました。

どうもありがとうございました。